

「品目横断的経営安定対策」についての行政の対応は



⑥おしらせ広報をはじめ、あらゆる手段を通じ周知啓蒙を図りたい。

問 平成17年3月に閣議決定された「新たな農業、農村基本計画」において、重要施策の一つとして、平成19年度から品目横断的経営安定化対策(日本型直接支払い)が導入される。

この対策は、従来の価格対策から所得対策への転換であり、これまで全農家を対象とし、品目毎の価格に着目して講じてきた対策を、担当手に対象を絞り経営全体に着目した対策に転換する事で、農政从根本から見直すものである。

この新対策は、本町の基幹産業農業や農業者にとって大きな影響がある。行政としても早急に対策を講じ、周知徹底を図るべきである。

どの様に対応を行うのか以下の点について伺う。

①品目横断的経営安定対策の概要について。

②本町の認定農業者の資格要件。
③現在の農業者数及び認定農業者数について。

④幕別町農業経営基盤強化基本構想の目標所得水準及び所得水準の見直しについて。

⑤農協、農業委員会、農業振興公社や関係機関との連携について。

⑥今後どの様に周知していくのか予定について。

③農業者数は平成12年の農業センサスによる農家戸数では636戸、認定農業者は平成17年11月末で366戸である。

④北海道の基準が700万円となつており、それを480万円にする動きもあることから、本町としても、の農地を耕作していること今後検討したい。

①国からの交付金の対象者は農業経営化基盤強化促進法に基づく「認定農業者」で、かつ北海道内の場合、10ヘクタール以上の農地を耕作していることが条件である。

特例として、10ヘクタール未満でも、農業所得が市町村の策定する基本構想の半分を超える、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴薯5品目、いわゆる対象品



小麦の収穫の様子